平成 26 年度庁外施設定期監查・指摘事項措置状況報告書

1 指摘事項措置状況

ア 服務・給与関係の手続を適正に行うべきもの

	2.1 Wr を確立(こ) 2 - 6 0 2	
	指 摘 事 項	
(ア) 非常勤職員の年次有給休暇について、繰越日数限度、年度途中任用者に対する付与		
日数及び任用回数別の付与日数を誤っているものがあった。		
(保育調	果:第二上目黒保育園、中目黒保育園、原町保育園、八雲保育園)	
所 属 名	措置状況	
	非常勤職員の年次有給休暇について、繰越日数限度、年度途中	
保育課	任用者に対する付与日数及び任用回数別の付与日数等の再確認	
	を行った。また、今後、庶務事務全般を適正に管理していくため、	
	確認・点検を徹底するよう指導した。	

指 摘 事 項

(イ) 特例保育補助臨時職員の年次有給休暇簿には、採用後6か月間の勤務実績等を記載 し、その判定により年次有給休暇を付与するための確認をする記入欄があるが、勤 務実績が全く記載されていないものや記載事項に不備があるものがあった。

(保育課:第二上目黒保育園、中目黒保育園、原町保育園、八雲保育園)

所属名	措置状況
	特例保育補助臨時職員の年次有給休暇について、採用後6か月
保育課	間の勤務実績等を記載するとともに、記載内容について、複数の
	者が確認・点検を実施するよう徹底する。

指 摘 事 項

(ウ) 給与減額免除及び報酬減額免除の承認については、課長決定事案であるが、館長決定で完結させているものがあった。

(子育て支援課:駒場児童館、向原住区センター児童館)

所 属 名	措置状況
子育て支援課	指摘を受けて、直ちに課長決裁を受けるとともに、事案に対す る決定権者を確認した。今後、正しい承認権者による決裁を徹底
	するよう指導した。

指 摘 事 項

(エ) 非常勤職員に対する勤務を免除された休日等の振替命令簿が、振替対象日より後の 日付で作成されているものや振替を行っているにもかかわらず作成されていないも のがあった。

> (子育て支援課: 烏森住区センター児童館、向原住区センター児童館、 緑が丘児童館)

所 属 名	措置状況
子育て支援課	指摘を受けて、直ちに振替命令制度について相互に確認を行っ
	た。事前申請の徹底を職員へ周知するとともに、マニュアルや必
	要に応じて人事課への確認を行いながら、定期的なチェックの徹
	底について指導した。

指 摘 事 項

(オ) 月曜日及び土曜日の週2日勤務の非常勤職員について、月曜日又は土曜日が祝日と 重なった場合の振替命令簿の記載が、振替日の変更前と変更後の日付を逆にして作 成されているものが複数あった。

(保育課:中目黒保育園、中町保育園、大岡山保育園、八雲保育園)

所 属 名	措置状況
	記載内容について確認するとともに、正しい記載方法を再確認
保育課	した。また、今後、庶務事務全般を適正に管理していくため、確
	認・点検を徹底するよう指導した。

指 摘 事 項

(カ) 非常勤職員の旅行命令簿について、旅行経路に旅費が発生しているにもかかわらず 旅費の請求をしていないものや定期券調整が正しく行われていないため旅費が過払 いとなっているものがあった。

(子育て支援課:向原住区センター児童館、

保育課:第二上目黒保育園、中町保育園、大岡山保育園)

所 属 名	措置状況
子育て支援課	指摘を受けて、11 月に旅費の戻入処理を行った。今後は、通 動手当の経路の再確認をするとともに、チェックの徹底について
	指導した。
所 属 名	措置状況
	指摘を受け、直ちに追加支給及び戻入処理を行った。
保育課	今後このようなことがないよう、旅費事務について保育課
	内で再度確認指導を行った。

イ 避難施設を適正に管理すべきもの

指摘事項

東京都建築安全条例、火災予防条例等に基づき、避難経路における防火区画内の安全を確保する観点から、廊下、階段等の避難施設には、火災の予防又は避難に支障となる施設を設けたり、物件を置くことができないこととなっている。しかしながら、廊下部分に椅子、テーブル、階段踊場部分にロッカーを置いている施設があった。

(子育て支援課:駒場児童館、

保育課: 菅刈保育園)

所 属 名	措置状況
子育て支援課	施設の状況上、保護者や中高生の待機場所等として必要なスペースと認識していた廊下部分について、条例等に基づく避難経路の確保が必要との指摘を受け、長椅子及びテーブルを撤去することとした。待機場所等については、運営上の工夫により、対応することとした。
所 属 名	措置状況
保育課	避難経路となる廊下、屋外階段及び屋内階段には、避難の際に 支障となる物件を置くことがないよう徹底した。また、階段踊場 部分は男子職員のロッカーを置いていたものであるが、更衣場所 の変更を行った。

ウ 契約事務を適正に行うべきもの

指 摘 事 項

(ア) 契約確認票において、物件購入5万円以上の契約で見積書の徴取を1人とする理由が不適切なもの、委託契約を随意契約により行うとする理由が不適切なもの及び工事契約を緊急対応が必要なため随意契約とする理由が不適切なものがあった。

(子育て支援課:烏森住区センター児童館、向原住区センター児童館)

所 属 名	措置状況
	指摘を受け、透明性、公平性の確保された契約事務の重要性に
子育て支援課	ついて改めて周知するとともに、見積徴取のルールを含めた契約
	事務やチェック体制の再確認の徹底について指導した。

指 摘 事 項

(イ) 契約確認票の種別において、委託等用を使用すべきところ物件購入用を使用していたものがあった。

(子育て支援課:烏森住区センター児童館、向原住区センター児童館、

緑が丘児童館)

所 属 名	措置状況
子育て支援課	指摘を受け、改めてマニュアルやチェック体制について再確認 するとともに、適切な処理の徹底について指導した。

指 摘 事 項

(ウ) 契約書の添付書類である契約条項や暴力団等排除に関する特約条項、談合その他不 正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項が添付されていないものがあっ た。

(子育て支援課:烏森住区センター児童館、

土木工事課:目黒区土木事務所)

所 属 名	措置状況
子育て支援課	指摘を受け、改めてマニュアル、通知等について再確認すると ともに、適切な契約事務の徹底について指導した。

所 属 名	措 置 状 況
	再度マニュアル等の確認をし、適正な事務処理を行うように十
	分注意するとともに、担当者が契約書の確認項目を整理しチェッ
土木工事課	クを徹底する。
	なお、平成26年度分については、適切に処理されていること
	を確認した。

エ 会計事務を適正に行うべきもの

指 摘 事 項

現金出納簿(資金前渡受者用)について、次葉繰越及び前葉繰越の記載がないもの、 記載内容・方法が誤まっているもの、月の累計欄の記載方法が違っているもの、帳簿に 預金通帳の名義、金融機関名、資金前渡受者名、科目が記載されていないもの、金額の 記載に誤りがあり月計や累計が合致していないものがあった。

(子育て支援課: 烏森住区センター児童館、向原住区センター児童館、

緑が丘児童館)

	*** * = = ****
所 属 名	措置状況
	記載内容の確認が不十分であったため、改めて現金出納簿への
子育て支援課	記入方法等について確認を行うとともにチェックを徹底するよ
	う指導した。